

# 那霸市教育委員会会議録

平成30年度（2018年度）第6回（定例会）

署名入 喜屋武 裕江

教育長 田端一正

開催日時 平成30年（2018年）6月28日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時33分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

## 出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 伊禮弘匡課長

(学校給食センター) 神元賢治副所長

【市民文化部】徳盛仁部長

(文化財課) 末吉正睦課長、根路銘敦子主幹、仲宗根啓専門員主査、長嶺盛孝主査、上原俊彦技師、  
鈴木悠学芸員

## 議事日程

1 議案第10号 那霸市学校給食センター運営委員会委員委嘱について【学校給食センター】

2 報告1 「弁之御嶽（びんぬうたき）」の国指定について【文化財課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 ハイサイ、平成30年度第6回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、喜屋武委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。それでは議案10号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 議案10号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、那覇市学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱する。平成30年6月28日提出。教育長田端一正。提案理由 那覇市学校給食センター運営委員会委員の人事異動等に伴い、那覇市学校給食センター運営委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱するのでこの案を提出する。詳細は担当よりご説明させていただきます。

神元副所長 説明の前に、一枚紙で右上に「差し替え」と書いてある資料が、事前配付の資料の9ページの差し替えとなります。左端の番号が抜けておりましたので、番号を入れてあります。申し訳ございません。では、説明に入りたいと思います。お手元の議案書の1ページをご覧ください。運営委員会は、関係学校から校長とPTA関係者が1人ずつの1校につき2人で組織しております。今回、首里学校給食センターの運営委員として新規に委嘱するのは5人、大名学校給食センターが3人、銘苅学校給食センターが4人、安謝学校給食センターが4人となっております。続きまして2ページをご覧ください。小禄学校給食センターが2人、鏡原学校給食センターが3人、天久学校給食センターが3人、神原学校給食センターが2人となっております。3ページをご覧ください。真和志学校給食センターが8人、古蔵学校給食センターが2人、城岳学校給食センターが3人となっております。新規に委嘱する方は、PTA代表者が20人、校長が19人の合計39人となっております。資料の4ページから14ページがそれぞれのセンター全体の名簿となっています。現在、11の学校給食センターの委員総数は74人で、新規委嘱を除いた継続の委員の数は35人となっています。よろしく、ご審議をお願いいたします。

田端教育長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 15ページに給食センター運営委員会の規則がありますが、その中で担任事務として「委員会は、所長の諮問に応じて、那覇市学校給食センターの行う事業に関し、必要な事項を審議する。」とあります。この必要な事項というのはどんなものがありますか。

神元副所長 主に運営委員会の中で審議していただくものとしては予算があります。給食会計になっておりまして、私会計となっていますので、毎年度の予算、前年度の決算、その他給食に関する事を審議します。その他というのは、給食の献立でありますとか、給食の残量の調査結果を栄養士から報告がありますので、そういう内容になります。あと、数年に一度になりますが、給食費算定の際の審議をしていただくことになると思います。

- 本仲委員 那覇市の場合は私会計ですよね。学校給食費の値上げなどはそれぞれの学校給食センター単独で決めていくのですか。それとも市全体で決めるのですか。
- 神元副所長 単独ではございません。これは那覇市全体で決めることになります。
- 田端教育長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。
- 本仲委員 もう一つよろしいでしょうか。
- 田端教育長 はい、本仲委員。
- 本仲委員 今度は委員についてなんですが、第3条の第2項の（3）に「その他教育委員会が適當と認める者」とありますけれども、この中で該当する方はいらっしゃいますか。
- 神元副所長 ほとんどの方が校長とPTA会長・副会長が主になっておりますが、学校推薦の方もいらっしゃいます。例えば学校評議員を推薦されている学校もございます。
- 田端教育長 他にございませんでしょうか。はい、喜屋武委員。
- 喜屋武委員 ちょっと教えてください。先ほど予算の話が出ていましたが、センターごとの予算というのは、そのセンターに関連する学校給食費のみで運営されているのでしょうか。あと、市からの補助とかの割合、予算の配分などがあれば教えていただきたいと思います。
- 神元副所長 それぞれセンターで配食される学校の給食費に基づいての歳入になります。歳出についても、それに基づいての食材料費の支払いになります。特に補助金などがそれに入るということはございません。けれども那覇市の場合は、人件費や光熱水費といった部分については、那覇市の会計から支出しております。
- 田端教育長 ついでなので、給食の仕組みについても説明していただけたらありがとうございます。例えば、徴収した給食費は全て何に使われているのかとか、人件費や光熱水費はどうしているのかといったあらましを説明していただけますか。
- 神元副所長 はい、給食費はほとんど、90%以上が食材料費に使われます。あと金額の小さいもので需用費、例えば揚げパンをやる際のビニール袋ですとか、そういったものが需用費で出ますが、これはあまり大きな金額ではありません。あとは役務費ということで、督促に関する切手代とか、残高証明書とか振り込みに関する手数料とかがあります。また、学校からセンターの所長口座に金額が振り込まれますので、その手数料などがございます。こういったものが歳出になります。歳入については給食費だけの歳入となります。児童生徒、その他教職員やセンター職員など、給食を食べる方からは、全て歳入としていただいております。那覇市からの支出は、先ほど話した人件費の他、古い施設の修繕費とか、新しい施設を建てる際の費用とか、そういうものは那覇市から出ます。
- 田端教育長 徴収した給食費はほとんど全て食材料費として使われて、人件費とか施設とかのランニングコストについては、全て那覇市の予算で賄っていると。子どもたちから集めた分は、全て子どもたちの栄養として還ってくるということですね。そして、主にこの

予算について審議をしているのがこの運営委員会のお仕事ということでよろしいですか。

神元副所長 はい、そうです。

田端教育長 良い機会なので確認させていただきました。他にございませんでしょうか。はい、本仲委員。

本仲委員 これはお願いなんですが、前に新聞で、食器洗い機の破片が入っていたというニュースがありました。また、僕が前に学校にいた時に、汁物に虫が入っていたんですね。虫が入っていて、この子はとても動搖して、それ以後この子はみそ汁を飲みきれないんですよ。そういうことがありますので、食材であるとか、衛生面には注意を払ってもらいたいと思います。口に入るものですから、ぜひお願ひしたいと思います。

田端教育長 現状の取組でお答えできることなどありますか。

神元副所長 機械については、操作の前にも後にも、例えばねじが全てしっかりと締まっているとか、破片が出ていないかとか、そういったことは調理員でチェックをしてちゃんと書くようになっています。今ありましたように、虫とかが入るということは、確かにたまにございます。児童が見つけた場合は担任に報告して、担任が給食主任に報告して、その後校長先生が判断して給食センターに連絡がくることになっています。それに基づいて、例えば虫が入っていたらその食材がなんだったのかを調べて、そして納入業者を通じて製造者まで調べたうえで、どういったことが原因で混入したのかを調べるようになっています。

田端教育長 以上のことから、混入はないようにしているのですが、もしそういうことがあれば徹底して経路を確認して、再発防止に努めているということですね。いずれにせよ普段の取組からそういうことがないように最大の努力を払っている状況ということです。しっかりとこれからも万全に期してお願ひしたいと思います。

他によろしいですか。それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、議案第10号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 はい。

田端教育長 異議なしと認め、議案第10号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

議案は終了いたしまして、次は報告であります。報告1「『弁之御嶽（びんぬうたき）』の国指定について」の説明をお願いしたいと思います。それでは、徳盛市民文化部長お願ひします。

徳盛部長 「弁之御嶽（びんぬうたき）」の国指定について、別紙のとおり報告する。平成30年6月28日提出。教育長 田端 一正。報告理由、国の文化審議会が、本市首里鳥堀町に所在する「弁之御嶽（びんぬうたき）」を国指定文化財（史跡）へ指定するよう文部科学大臣に

答申した。また、同文化財は、国指定文化財（名勝）で「アマミクヌムイ（アマミクの社）」にも追加で指定するよう答申されたことを併せて報告する。

田端教育長 補足説明もお願いします。

末吉課長 よろしくお願いします。説明は、この報告資料と、当日配付と記載された資料、この二つでご説明をいたします。まず弁之御嶽の概要についてご説明をいたします。弁ヶ嶽ともいい、首里城跡の東方約1kmにある標高166mの丘陵に所在します。配付しました資料をご覧ください。上方が位置図になっています。中段に首里城がございまして、その東方約1km、赤線で囲っている場所が弁之御嶽です。そのすぐ側には県立開邦高等学校がございます。真ん中に首里駅がございますが、首里駅から徒歩約15分くらいの所です。近くには本市のごみ焼却場並びに新川霊園がございまして、すぐ側には市民農園もございます。赤線で囲った部分が、今回、弁之御嶽として指定される範囲になります。

報告資料に戻りまして、琉球王国の時代、国王の健康や国家安穏の祈願等、国家祭祀の聖域として位置づけられておりまして、国王自らの参拝や、代参が行なわれた拝所の一つでございます。東西に走る道路を境に北側の大嶽と、南側の小嶽に分かれます。また、配付資料の地図をご覧になっていただけますか。今度は1ページの下の方になります。真ん中の方に東西にはしる道がございまして、その北の部分の赤線で囲った部分が大嶽となります。道路の下の部分、南側部分で囲った部分が小嶽となります。4ページをご覧になっていただけですか、最後のページとなります。これが首里の古地図でございまして、18世紀初頭に作成されたものと考えられます。すでに大嶽と小嶽が示されております。東西にはしる道を境にして上の部分が大嶽、下の部分が小嶽ですね。真ん中あたりに拡大図がございますが、これは「ビン ウフタキ」と書いてあります。下の方は小嶽ですね、「ビン コタキ」と書いてあります。18世紀初頭に作成されたと考えられる古地図ですが、位置関係は現在とほとんど変わっておりません。すでに弁ヶ嶽が示されております。また、報告資料に戻りまして、大嶽には1519年に石門が建立され、沖縄戦にて大破したものの、後に首里鳥堀町の町民の方々の奉仕により復元がされております。小嶽には西側を向いた拝所があり、その側には斎場御嶽の遙拝所も設けられております。配付資料の写真でご説明いたします。2ページの上段が1519年に建立されたといわれる石門です。昭和13年には国宝に指定されております。石で造られた門で、これは大嶽にある石門ございます。下段になりますけれども、先の大戦で大破したので首里鳥堀町の奉仕によって復元がなされた石門になりますけれども、昭和29年に再建された石門はコンクリート製の門でございます。コンクリート製で復元されたということです。次に小嶽の説明となります。小嶽は3ページの写真⑤が西側を向いた拝所になります。写真⑥が斎場御嶽に向いた遙拝所になります。報告資料に戻りまして、平成25年度には本市で発掘調査を実施しまして、石敷遺構を検出する等、遺構が良好に残っていることを確認し

ております。弁之御嶽は、琉球における祭祀のあり方と、その歴史的変遷を理解する上で重要な文化財と言えます。遺構は配付資料の3ページの上段、写真④になります。長方形の枠が4ヶ所ありますけども、その手前の白く映っている部分が石敷きの部分になります。これが平成25年度に行われた発掘調査の全景になります。また報告資料に戻りまして、戦前戦後の文化財指定についてですが、昭和13年8月26日に国宝に指定されております。写真が配付資料2ページの写真①です。昭和31年12月16日に沖縄県指定史跡に指定されておりますけれども、指定したのは当時の琉球政府になります。これが配付資料の写真③です。

文化審議会から文部科学大臣への答申で、現在は県指定史跡の弁之御嶽を国指定史跡にするように答申されております。併せてアマミクヌムイの追加指定です。報告資料で説明を入れておりますが、琉球の開闢にまつわる神アマミクに関する御嶽です。現在、県内に13ヶ所ございます。そのうち、今鬼神ノカナヒヤフ、それからクバの御嶽、これらは今帰仁村にございます。そして、久高のフボー御嶽、こちらは久高島にございます。現在、この3ヶ所がアマミクヌムイとして名勝に指定されております。これに加えて今回、弁之御嶽、斎場御嶽、浦添の伊祖グスクが、アマミクヌムイとして追加で指定されます。次に配付資料の4 文化財指定までの経緯でございます。先ほどもご説明いたしましたが、平成25年度に石門前の発掘調査を行っております。そして平成26年から平成28年度に発掘調査で出てきた遺物を整理しております。これが当時の調査報告書でございますが、このようにいくつも出てきますので遺物の整理を行っています。それから平成29年3月に発掘調査報告書を刊行しています。そして、平成29年12月に文化庁に具申いたしまして、平成30年3月に史跡指定に係る調査報告書を刊行しています。ようやく平成30年6月、今月の15日に文化審議会から文部科学大臣に答申されております。今後になりますけれども、9月に正式に官報に告示されまして、国指定史跡・国指定名勝になる予定です。国指定になると、本市が所有・管理する文化財としては、平成21年に伊江御殿別邸庭園が国指定名勝に指定されたのですが、それ以来の国指定となります。

最後になりますけれども、国指定後の管理等でございますが、弁ヶ岳公園として広く市民に利用されており、全県から多くの人が拝みに訪れる場所で、現在は本市と鳥堀町の自治会で清掃を行っております。貴重な文化財を後世に継承するためにも、継続して保護・保存に努めていくとともに、今後の整備につきましては、文化庁や沖縄県文化財課の指導・助言を受けながら具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひしたいと思います。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 国指定になると、どういったことが今と変わるので、もう少し詳しく教えていただけますか。

鈴木学芸員 国の指定を受けると、今後、整備するにあたって国からの補助を受けることがで

きまして、8割補助で整備が可能になります。あと、国の史跡となりますので、これまで以上に弁之御嶽の名前が日本の中で知られるようになるのではないかと考えております。

比嘉委員 はい、ありがとうございます。

田端教育長 他にございませんでしょうか。はい、本仲委員。

本仲委員 首里城から大体1km、最寄りの首里駅から徒歩15分ということだけど、国指定となると例えば観光客などの訪問客も多くなるんじゃないですか。

末吉課長 そうですね、現在でも拝所として多くの方が訪れております。また、弁ヶ岳公園として広く地元の方々の訪れる場所となっていますので、それに加えて国指定となりますと観光客の方も来るかと思います。

本仲委員 駐車場なんかもありますか。

末吉課長 駐車場はございません。向かう道もすぐ側には住宅街が広がっておりますので、駐車場を確保するのは非常に困難かと思います。

本仲委員 徒歩15分でも今の時季だと非常に暑いですよね。

末吉課長 そうですね、弁ヶ岳の中は樹が茂っていて涼しいのですが。

比嘉委員 バスを降りてから行くのはちょっと大変ですよね。

屋比久部長 あれはなぜ弁ヶ嶽になったのですか。弁之御嶽の「之」が「ヶ」になった理由などあるのですか。

鈴木学芸員 正式な名称は「弁之御嶽」が琉球王府時代から使われている正式な名称となります。1543年に造られた石碑の中では「へんのたけ」というように書かれておりまして、それに「御」がつきまして「弁之御嶽」というのが元々の名称なんですけども、「弁ヶ嶽」になったのは正確な年代ははっきりとはわかつていません。明治42年に今のが首里高校の前身であります一中の校歌に「弁ヶ岳」という言葉が出てきておりまして、それより遡ることが今のところ資料上できていませんので、おそらくその頃に作られた名称というように考えられます。

田端教育長 私からもよろしいでしょうか。今回、国指定は二つあって、国指定史跡になるということと、国指定名勝アマミクヌムイに追加指定されるということでよろしいですか。

末吉課長 はい、そうでございます。

田端教育長 この国指定名勝アマミクヌムイは全部でいくつあるんでしょうか。

末吉課長 県内で13ヶ所でございます。

田端教育長 この弁之御嶽が入って14ヶ所になるのでしょうか。

鈴木学芸員 この名勝のアマミクヌムイの候補が当時13ヶ所ございまして、今、現時点で3ヶ所が指定されております。今度の弁之御嶽、伊祖グスク、斎場御嶽の3ヶ所の追加指定で今年の9月に6ヶ所になる見通しです。

本仲委員 県内には13ヶ所あるんですか。

鈴木学芸員 はい、沖縄本島やその周辺に13ヶ所選定されています。

- 田端教育長 はい、平良委員、どうぞ。
- 平良委員 前回も文化財の保存するお話が出ていたのですが、このように国の指定に変わった場合に発掘調査した文化財というのは、国が管理するのか、それとも那覇市が管理するのでしょうか。
- 鈴木学芸員 調査も当該市町村において行われまして、遺物についても市町村で管理するということになります。
- 末吉課長 保存活用計画を作成して、那覇市で整備していきます。その際は、国の8割補助を使えるとということです。
- 屋比久部長 すみません、僕もちょっと教えていただきたいのですが。
- 田端教育長 はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。
- 屋比久部長 昭和13年に一度、国宝に指定されているじゃないですか。戦争で壊れたので、国宝指定というのはその時点で無くなるということでしょうか。
- 鈴木学芸員 本来的には指定解除されているはずなんですが、ちょっと文書が見当たりません。おそらく戦後に施政権が日本から離れていくので、その関係で指定解除の文書が出されていないかもしれません。すみません、これはちょっとまだ調査中です。
- 屋比久部長 基本的には対象物が消滅してしまうと国の指定も解除されるということですか。
- 鈴木学芸員 はい、そうです。
- 田端教育長 門が指定されていたわけですね、でもそれが戦争で無くなってしまったんですね。
- はい、比嘉委員どうぞ。
- 比嘉委員 基本的なことを教えていただきたいのですが、史跡と名勝の違いを教えていただきたいのですが。
- 鈴木学芸員 史跡は歴史的な価値が評価される場所として、弁ヶ嶽を史跡として考えた時には、琉球王府時代から続く拝所としての歴史性が重要視されまして史跡として指定されています。名勝の場合は、わかりやすい例ですと識名園がありますが、お庭のような見た目に美しいものですとか、自然物の景観などが重要視されますと名勝となります。弁ヶ嶽の景観としての部分が評価されての名勝追加指定となります。
- 田端教育長 よろしいでしょうか。他にないということであれば、ぜひ足を運ばれてご覧になっていただきたいと思います。それでは報告1「『弁之御嶽（びんぬうたき）』の国指定について」は終了したいと思います。
- 以上をもちまして、平成30年度第6回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

#### 案件の審議結果

議案第10号	那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
--------	---------------------------	---------